

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、これを解任したときは、届け出る必要はない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
5. 一般旅客自動車運送事業者は、やむを得ない理由のある場合は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてもよい。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。

7. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。
8. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
11. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。
12. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
13. 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両三両以上でなければ、使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなくてもよい。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の（ ）を受けなければならない。

[A. 承認 B. 許可 C. 免許]

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大

臣に届け出なければならない。これを（ ）しようとするときも同様とする。

[A. 変更 B. 値上げ C. 値下げ]

16. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、（ ）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

[A. 運行管理規程 B. 就業規則 C. 事業計画]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

[A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく]

18. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（ ）を受けなければ、その効力を生じない。

[A. 許可 B. 認可 C. 承認]

19. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ ）かつ懇切な取扱いをしなければならない。

[A. 公平 B. 親切 C. 丁寧]

20. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（ ）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

[A. 乗務員 B. 旅客 C. 車両]

21. 旅客自動車運送事業者は、（ ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

[A. 運転が可能な B. 集中力が欠落した C. 酒気を帯びた]

22. 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、（ ）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

[A. ニヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年]

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の（ ）を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かななければならない。

[A. 履歴書 B. 乗務員台帳 C. 乗務員証]

24. 旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ ）を受けさせなければならない。

[A. 指導教育 B. 健康診断 C. 適性診断]

25. 旅客自動車運送事業者は、()以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

[A. 六十歳 B. 六十五歳 C. 七十歳]

26. 旅客自動車運送事業の()は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

[A. 代表者 B. 運行管理者 C. 従業員]

27. 自動車の()は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

[A. 所有者 B. 使用者 C. 運転者]

28. 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、()以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

[A. 十二時間 B. 二十四時間 C. 四十八時間]

【数字記入問題】

以下の各設問の()にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲戒又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から()年を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

30. 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から()日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法 3 条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員 11 人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。（○）
- 2.（運送法 22 条の 2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 3.（運送法 23 条 3 項）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 4.（運送法 23 条の 5）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。（○）
- 5.（運送法 33 条）一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。（×）
- 6.（運送法 95 条）一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「貸切」と表示しなければならない。（×）
- 7.（運輸規則 3 条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。（○）
- 8.（運輸規則 4 条）一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。（○）
- 9.（運輸規則 10 条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。（○）
- 10.（運輸規則 16 条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（○）
- 11.（運輸規則 38 条）旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非

常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。(○)

12. (運輸規則47条の7) 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(○)
13. (車両法第50条の1) 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両一両以上であれば、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなければならない。(×)
14. (運送法4条) 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の(B:許可)を受けなければならない。
15. (運送法9条の21項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを(A:変更)しようとするときも同様とする。
16. (運送法16条) 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、(C:事業計画)に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
17. (運送法20条) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地(A:のいずれもが)その営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。
18. (運送法36条1項) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の(B:認可)を受けなければ、その効力を生じない。
19. (運輸規則2条2項) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(A:公平)かつ懇切な取扱いをしなければならない。
20. (運輸規則20条) 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の(A:乗務員)に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。
21. (運輸規則21条4項) 旅客自動車運送事業者は、(C:酒気を帯びた)状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
22. (運輸規則36条) 旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、(A:二ヶ月)以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはな

らない。

23. (運輸規則37条1項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の(B:乗務員台帳)を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。
24. (運輸規則38条2項1号) 旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた(C:適性診断)を受けさせなければならない。
25. (運輸規則38条2項3号) 旅客自動車運送事業者は、(B:六十五歳)以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
26. (運輸規則48条1項6号) 旅客自動車運送事業の(B:運行管理者)は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
27. (車両法47条) 自動車の(B:使用者)は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
28. (事故報告規則4条) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、(B:二十四時間)以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
29. (運送法7条) 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲戒又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から(5)年を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。
30. (運輸規則68条) 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から(15)日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。